

令和3年度 第3回 市川市多様性社会推進協議会

次 第

1. 議 題

- (1) 市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議
事項について
- (2) その他

2. 事務連絡

協議点 6 有効性に関すること

6-1 保存年限（有効期間）

(1) 宣誓書等の保存年限を要綱に定めている自治体

世田谷区… 10年（宣誓書の保存期間）

江戸川区… 10年（申出書の保存期間）（※）

足立区… 10年（宣誓書の保存期間）

千葉市… 30年（宣誓書及び申告書の保存期間）

明石市… 30年（届出書の保存期間）

※江戸川区は、保存年限を10年としており、「書類が廃棄される前に再度の申出をしてください」と区のホームページに案内している。

(2) 宣誓書等の保存年限を内部規定（文書管理規程等）に委ねている自治体

渋谷区（長期保存）、港区（長期保存）、豊島区（常用保存）

◆ 協議事項

保存年限を定めることの要否について、ご意見を頂きたい。

また、保存年限を定めるとした場合、その年限が過ぎたときに、改めて届出（申請）を求め
るかどうかについても、ご意見を頂きたい。

6-2 パートナー解消時

(1) パートナー解消時には、当事者の連名による

- ・届出書類（「解消届」等）の提出、及び
- ・自治体から交付された受領証等の返還

を求めることが一般的。なお、要綱に定めずに、案内書などで手続を求める自治体もある。

(2) また、届出の書類上、当事者の連名となっているが（形式上、整っているが）、一方から、解消届の手続がなされた場合の対応について定める自治体がある。

渋谷区	1人で届出を行った場合、その旨を自ら相手に通知するよう求める。 （その旨、パートナーシップ解消届に明記されている。）
千葉市	宣誓者（申告者）のうち、市職員の面前で届出を提出したことを確認することができない者があるときは、その者に対し、この届出を受領したことを市が通知する。 （その旨、パートナーシップ変更・解消届に明記されている。）

◆ 協議事項

解消時の手続は、他の自治体と同様に、届出書類等の提出と、受領証・証明書等の返還を求めたいと考えているが、ご意見を伺いたい。

また、パートナーの一方からの届出（※）であった場合の対応について、ご意見を伺いたい。

（※双方が合意しており一方が手続を行う場合と、双方の合意がないまま一方が（一方的に）手続を行う場合が考えられる。）

6-3 転出時

当事者の転出時には、当事者の連名による、

- ・届出書類（「変更届」等）の提出、及び
- ・自治体から交付された受領証等の返還

などの手続を求めることが一般的。

◆ 協議事項

転出時の手続は、他の自治体と同様に、届出書類の提出と受領証・証明書等の返還を求めたいと考えているが、ご意見を伺いたい。

6-4 パートナーの死亡時

パートナーの死亡時には、当事者の連名による、

- ・届出書類（「受領証返還届」等）の提出
- ・自治体から交付された受領証等の返還

などの手続を求めることが一般的。なお、港区は、手続を不要としている。

◆ 協議事項

パートナーの死亡時の手続は、他の自治体と同様に、届出書類の提出と受領証・証明書等の返還を求めたいと考えているが、ご意見を伺いたい。

7. 協議事項に対する意見のまとめ

協議項目		議論の到達点		主な意見
1 目的	1. 制度の目的 (趣旨)	案	本市は、 <u>全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権の尊重」を明記すべき。 ・「自分らしく生きていきたいという人を応援する」との趣旨の文言を規定すべき。 ・「多様な性にかかわらず」という文言では問題が見えにくくなる。差別がはっきりあるので、その解消をしていくというアクションを含めた課題の提示を目的とすれば、「性自認及び性的指向にかかわらず」と明記すべき。ただし、それが突出しない表現に。 ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべき。したがって、ファミリーシップに関する事項も規定すべき。
2 根拠	1. 制度の根拠	案1	制度の根拠を「条例」に置く	<ul style="list-style-type: none"> ・安定性がある。強固なものになる。 ・LGBTQ当事者から見て、自治体としての本気度が感じられる。 ・市議会の議決を経ることから、制定するプロセスそのものにも意義がある。
		案2	制度の根拠を「要綱」に置く	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟に対応できるという点で、要綱がよい。 ・パートナーシップ制度は、同性婚が立法化されるまでの間をつなぐ制度であり、将来的には不要となると理解している。「実」を取ることが大事 ・実際に使える制度を早く整えることが大事 ・条例は、市議会の情勢に左右される。要綱は、やり易さ、柔軟さがある。
3 制度のあり方	1. 制度の種類	案1	宣誓とする（宣誓受領証）	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の思いに寄り添った制度としては、「宣誓」がよい。 ・届出では、本気度が感じられないようにも思う。宣誓の方が自治体が腰を据えていると感じる。 ・公の所に言って宣誓し、カミングアウトすることは、重荷となる当事者もいる。
		案2	届出とする（届出受理証明書）	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ制度は、同性婚の法制化までの間をつなぐ制度であると理解している。そのため、婚姻と同様に扱うことでよい。 ・公の所に言って宣誓し、カミングアウトすることは、重荷となる当事者もいる。 ・宣誓では、ハードルが高くなってしまう。
	2. 制度の対象者	制度の対象者(宣誓又は届出を行うことができる者)については、申請要件を満たしていれば、戸籍の性別や性自認、性的指向は問わない。		<ul style="list-style-type: none"> ・同性パートナーに限定せずに、事実婚も(異性)でも使える(広い捉え方ができる)千葉市・明石市のようにするのがよい。 ・カミングアウトを恐れている当事者はたくさんいると思われるので、異性カップルなのか同性カップルなのかを問わない制度であると利用しやすい。ただし、誰でも使えるという点で疑問が生じる可能性はある。
3. 定義	パートナーシップ・ファミリーシップ	<p>【パートナーシップ・ファミリーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう。(明石市要綱) <p>【パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。(新宿区条例(案)) <p>【ファミリーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。(新宿区条例(案)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップだけでなく、ファミリーシップを含んだ制度とすべき。 ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、パートナーシップ・ファミリーシップ制度でも、同居である必要はない。 ・定義は、明石市及び新宿区案をベースにするのがよい。 	
4 申請要件	1. 居住地(住所)	いずれか一方が、 ①本市に住所を有していること、又は②本市への転入を予定していること。		<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ婚姻制度に近い制度が望ましい。 ・法律婚でも、夫婦が同居しているとは限らないので、同居であることを申請要件とする必要はない。
	2. その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・成年であること。 ・当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。 ・婚姻をしていないこと。 ・双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。 ・ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請可能 		<ul style="list-style-type: none"> ・同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、申請を可能とすべき。 ・新宿区の条例案を参考にするのがよい。

協議項目		議論の到達点		主な意見
5 証明書等の 交付に関する こと	1. 手続書類	独身であること	戸籍謄本・抄本、独身証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在留資格のない外国人がパートナーの場合、在留資格を得るための困難さ、大変さがある。 ・ 我々が想定していないようなケースがこれから起きるかもしれない。当事者に寄り添うため、どんな些細なことでも相談が受けられる趣旨の文言を加えてほしい。
		(外国人の場合)	婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付	
		住所	住民票の写し	
		本人確認	マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、等	
	2. 通称使用	通称名を使用することができる。		<ul style="list-style-type: none"> ・ トランスジェンダーの方への配慮として必要である。(通称名で社会的に認知されている人は多い。)
3. 手続	1人での手続も可。できるだけ使いやすくするのがよい。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 明石市を参考に、できるだけ使いやすく、利用しやすい手続とすることがよい。 ・ 「郵送を可とする手続」には疑問がある。(例えば、国立大学の手続の場合、書類不備への速やかな対応が必要なため、基本的に対面) 	
4. 発行する形式 (交付する書類)	①A4サイズを受領証・証明書 ②カード型を受領証・証明書 ③電子受領証・証明書の導入を検討する ※子どもに関する届出があった場合には、証明書は子どもの氏名も記載する		<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙の証明書は厳かな気持ちになる。カードは、住まい探しや医療現場で必須。併せて、電子証明があると心強い。 ・ 民間企業がブロックチェーンで(電子)証明書を発行している。日南市が利用しているので、参考にするとよい。 	
5. 手数料	宣誓又は届出に手数料は不要。これらの証明書等の発行を受ける場合は有料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻の届出及びその証明書等の発行の場合に準じるのがよい。 	

別記第6号様式(第10条関係)

渋谷区パートナーシップ解消届

年 月 日

渋谷区長 殿

(当事者・届出者※)

住 所 _____

氏 名 _____ (自署)

年 月 日 生

(当事者)

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 生

私たちは、パートナーシップを解消しましたので、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行規則第10条第3項及び第4項の規定により、証明書を返還します。

記

証明書の内容等		
証 明 番 号	第 号	
証明を受けた日	年 月 日	
氏 名 (証明書の交付を受けた者)	(当事者・届出者) フリガナ _____	(当事者) フリガナ _____
証明書の返還	有 ・ 無 (理由 _____)	

※ 届出は、パートナーシップを解消した者が自署すること。また、**いずれか一方のみの届出の場合は、相手に解消届を提出した旨を自ら通知すること。**

渋谷区受付欄



様式第6号（第8条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣誓日 (申告日)	年 月 日
--------------	-------

宣誓者(申告者)		
(フリガナ)		
氏名		
(通称名の場合、戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者(宣誓者(申告者)のいずれかに限る。)		
住所	市(区)町村	
氏名		
原因日	年 月 日	
変更する事項 又は解消した理由 (右のいずれかに「」)	<input type="checkbox"/> 住所、氏名その他宣誓(申告)時に提出した書類の記載事項又は確認した事項の変更※1 変更内容 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消※2 <input type="checkbox"/> 双方が本市域外へ転出した。※2 <input type="checkbox"/> 一方の死亡	
連絡先	電話番号	()
	メールアドレス	@

※1 変更後の事項が記載された書類(住民票の写し等(3か月以内に発行されたもの))を提出してください。

※2 該当する場合は、**パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)及びパートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号)を返還**してください。

注意: 宣誓者(申告者)のうちに、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者があるときは、**その者に対し、この届出を受領したことを通知**します。

別記第5号様式(第10条関係)

渋谷区パートナーシップ証明書返還届

年 月 日

渋谷区長 殿

(当事者・届出者)

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 生

(当事者)

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 生

渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例施行規則第10条第2項及び第4項の規定により、証明書を返還します。

記

- 1 返還の理由
- (1) 渋谷区外へ転出
[転出先 年 月 日転出]
- (2) 死 亡
[氏名 年 月 日死亡]
- 2 証明書の返還 有 ・ 無 [理由]

渋谷区受付欄

1.市川市立小中学校に関する調査

(義務教育学校については前期課程(小学校)・後期課程(中学校)を別々にカウントしている。)

①名簿の形式について

区分	学校数	男女混合名簿	男女別名簿
小学校	38校	16校 (42.1%)	22校 (57.9%)
中学校	15校	1校 (6.7%)	14校 (93.3%)
義務教育学校(前期課程(小学校))	1校	1校 (100.0%)	0校 (0.0%)
義務教育学校(後期課程(中学校))	1校	0校 (0.0%)	1校 (100.0%)
特別支援学校	1校	0校 (0.0%)	1校 (100.0%)
合計	56校	18校 (32.1%)	38校 (67.9%)

②女性用スラックスの制服について

区分	学校数	あり	なし
小学校	38校	制服なし	
中学校	15校	3校 (20.0%)	※ 12校 (80.0%)
義務教育学校(前期課程(小学校))	1校	制服なし	
義務教育学校(後期課程(中学校))	1校	1校 (100.0%)	0校 (0.0%)
特別支援学校	1校	制服なし	
合計(「制服あり」の学校のみ)	16校	4校 (25.0%)	12校 (75.0%)

※中学校で「なし」と回答の学校のうち1校が令和4年度導入予定

③男女共用で利用できるトイレの設置状況について

区分	学校数	設置済	未設置
小学校	38校	12校 (31.6%)	26校 (68.4%)
中学校	15校	2校 (13.3%)	13校 (86.7%)
義務教育学校(前期課程(小学校))	1校	0校 (0.0%)	1校 (100.0%)
義務教育学校(後期課程(中学校))	1校	0校 (0.0%)	1校 (100.0%)
特別支援学校	1校	1校 (100.0%)	0校 (0.0%)
合計	56校	15校 (26.8%)	41校 (73.2%)

④戸籍上の性別以外の性別使用に関する相談件数について

	小学校	中学校
過去3年間(令和元年度年以降)の相談件数	0件	0件

2.市の主な公共施設の男女共用で利用できるトイレの設置状況について

公共施設名	設置状況	
第1庁舎	7階建	8ヶ所
第2庁舎	5階建	5ヶ所
八幡分庁舎	2階建	1ヶ所
分庁舎C棟	2階建	1ヶ所
旧八幡市民談話室	6階建	1ヶ所
いちかわ情報プラザ	6階建	4ヶ所
行徳支所	2階建	2ヶ所
公民館	16館	13館(81.3%) 19ヶ所
計		41ヶ所